

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	36	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設	
要望内容（概要）	<p>平成42年度の「長期エネルギー需給見通し」（平成27年7月経済産業省決定。以下「エネルギーミックス」という。）実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。そのため、①省エネ法と連動した大規模又は高度な省エネ取組に資する省エネ設備投資や、②再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進し、エネルギー利用の最適化・自給率向上を図る税制措置を新設する。</p> <p>具体的には、以下のとおり、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>（1）対象者 年間1,500kl（原油換算）以上のエネルギーを使用し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）において規制対象となっている事業者（以下「特定事業者」という。）や、年間3,000万トンキロ以上を輸送し、省エネ法において規制対象となっている荷主（以下「特定荷主」という。）等。</p> <p>（2）対象要件と支援措置の内容 特定事業者による大規模な省エネ設備投資や、複数事業者が連携して実施する高度な省エネ取組（先端的な省エネ設備投資、物流効率化に資するシステム構築等）に資する省エネ設備投資について、特別償却（30%（初年度））、又は税額控除（7%）を適用可能とする。</p> <p>（3）具体的対象設備 高効率誘導加熱装置、高効率ボイラー、省エネ型定置式坩堝（るつぼ）炉設備、省エネ油圧ジャンボプレス機、コージェネレーション設備、出荷状況管理システム、受発注管理システム等</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>（1）対象者 以下の（2）の要件に従い、（3）の再生可能エネルギー設備、又は付帯的設備を導入する者。</p> <p>（2）対象要件と支援措置の内容 税制の適用期間内に取得・建設し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において、特別償却（30/100）、又は税額控除（4%）を適用可能とする。</p> <p>（3）具体的対象設備 以下の再エネの自立化や長期安定発電の促進に資する一定の要件を満たす設備、及び付帯的設備（全ての発電設備について、自営線は対象とする）。</p> <p>①太陽光発電設備（10kW以上） ＜下記要件を満たすもの＞ ・ 固定価格買取制度の認定を受けていないもの ＜付帯的設備＞ ・ 蓄電池 ※ 修繕及び増設のためにパネルやPCS等を交換及び増設した場合、これも適用対象とする。</p> <p>②風力発電設備（1万kW以上） ＜下記要件を満たすもの＞ ・ 系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備を合わせて導入するもの ＜付帯的設備＞ ・ 系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備 ※ 既存の発電設備に上記設備を設置した場合も含む</p> <p>③中小水力発電設備（3万kW未満） ＜下記要件を満たすもの＞ ・ kWあたりの資本費が以下を満たすもの</p>	
	ページ	36—1

- 200kW 未満・・・272 万円/kW 以下
- 200kW 以上 1,000kW 未満・・・109 万円/kW 以下
- 1,000kW 以上 3 万 kW 未満・・・39 万円/kW 以下
- ④木質バイオマス発電設備（2 万 kW 未満、木質バイオマス燃料の年間利用率 80%以上と見込まれるもの）
 - <下記要件のいずれかを満たすもの>
 - ・年間稼働率 80%以上と見込まれるもの
 - ・kW あたりの資本費一定以下
 - 2,000kW 未満・・・62 万円/kW 以下
 - 2,000kW 以上 2 万 kW 未満・・・41 万円/kW 以下
 - ・熱電併給（発電設備及び熱供給設備を同時に新設）の場合
- <付带的設備>
 - ・熱供給設備
 - ・燃料製造設備
- ⑤バイオマス利用メタンガス発電装置
 - <下記要件を満たすもの>
 - ・熱電併給（発電設備及び熱供給装置を同時に新設）の場合
- <付带的設備>
 - ・原料受入・前処理設備
- ⑥木質バイオマス熱供給装置（160GJ/h 未満、木質バイオマス燃料年間利用率 80%以上と見込まれるもの）
 - <下記要件のいずれかを満たすもの>
 - ・装置の熱効率 80%以上と見込まれるもの
 - ・熱電併給（発電設備及び熱供給設備を同時に新設）の場合
- <付带的設備>
 - ・発電設備
 - ・燃料製造設備
- ⑦地熱発電設備（1,000kW 以上）
 - <下記要件を満たすもの>
 - ・年間発電時間利用率 80%以上と見込まれるもの

〔関係条文〕 〔法人税（租税特別措置法第 42 条の 5、第 68 条の 10、施行令第 27 条の 5、第 39 条の 40）
 所得税（租税特別措置法第 10 条の 2、施行令第 5 条の 4）〕

減収 見込額	[初年度] ▲14,620 (—) [平年度] ▲14,620 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)
-----------	--

要望理由

(1) 政策目的

【省エネルギー】
 エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成 42 年度に原油換算で 5,030 万 kl の省エネ見通しを実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。また、省エネ設備投資の増加により、省エネルギーの推進と事業者の生産性向上の両立を促す。

【再生可能エネルギー】
 エネルギーミックスでは、平成 42 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とするという目標が掲げられた。それを実現すべく、法律、規制、予算、税など必要な施策措置を講じていくことが求められている。

再生可能エネルギー導入拡大策のうち FIT 制度については、太陽光に偏った導入の是正やコスト効率的な導入を進める観点等から、平成 28 年 5 月に FIT 法を改正、平成 29 年 4 月から改正法が施行されており、この中で複数年度価格や中長期的な価格目標の設定を可能とし、再エネの最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立を達成することを目指すこととしている。

また、我が国において FIT 買取期間以後も基幹電源として再生可能エネルギーが根付いていくためには、FIT に頼らない導入が進むことで、再エネの自立化と長期安定発電の促進することが重要であり、その環境を今から整備していく必要がある。

【省エネルギー】

エネルギー消費量の大きな割合を占めるものの、省エネ対策の進捗が遅れている産業・業務部門については、LED 機器の導入のような投資判断が容易な省エネ取組は進む一方、生産設備など大規模投資による省エネ取組が道半ばであり、投資促進が重要。

また、サプライチェーン上などで複数事業者が連携して行う新たな省エネ取組が増加している。現行省エネ法では事業者単位の取組を評価しているが、こうした新たな省エネ取組を促進することが重要。

さらに、運輸部門では、E コマース拡大による再配達増加など、エネルギー需要の増加にもつながる課題が顕在化しており、E コマース事業者を含め、物流に関係する事業者間の連携を制度的に担保し、物流の効率化による省エネを促進することが重要。

これらに対して、規制的措置により事業者の省エネ取組を加速するため、次期臨時国会において省エネ法の改正を予定しているところ、規制的措置により取組を進める事業者に対して税優遇措置を講じることによってその実施を促進する。

【再生可能エネルギー】

現在、エネルギーミックスの実現や系統制約の克服、自立化・長期安定化に向けて、改正 FIT 法の適切な施行、規制・制度改革、系統関係の運用・制度の見直し、コスト低減のための研究開発等、総合的な施策を講じているところ。

上記の目標を達成し、再生可能エネルギーを我が国に根付いたエネルギーとしていくためには、これらの制度、規制改革、予算等の政策措置に加え、税制面でも優遇措置を設け、発電事業者等に対する政策誘導を行う必要がある。

導入初期のキャッシュフロー改善を行うことにより事業リスクの低下と再投資の拡大を図るとともに、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電につながる設備の積極的な普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電を達成していくことが必要。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー
	政策の達成目標	<p>【省エネルギー】 エネルギーミックスに掲げられた、各部門の平成 42 年度時点における省エネルギー目標（原油換算）の実現。 産業部門：1,042 万 kl 業務部門：1,226 万 kl 運輸部門：1,607 万 kl</p> <p>【再生可能エネルギー】 エネルギーミックスに掲げられた、平成 42 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とするという目標を踏まえ、電源毎の実態に即した再生可能エネルギーの導入を支援。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年
	同上の期間中の達成目標	<p>【省エネルギー】 税制措置終了年度である平成 31 年度末において、各部門の省エネルギー目標（原油換算）の見通しを達成する。 産業部門：405.2 万 kl 業務部門：476.8 万 kl 運輸部門：624.9 万 kl ※線形で推移すると仮定した場合の推計値。 ※上記省エネルギー量は、レファレンスケースと省エネ徹底ケースの差分。</p> <p>【再生可能エネルギー】 平成 42 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とする。</p>
政策目標の達成状況	<p>【省エネルギー】 2015 年時点における、各部門の省エネルギー量（原油換算） 産業部門：106.9 万 kl 業務部門：86.5 万 kl 運輸部門：59.1 万 kl</p> <p>【再生可能エネルギー】 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：平成 42 年度に 22～24%）（出典：総合エネルギー統計（確報値）、電力調査統計（確報値）等より資源エネルギー庁試算） ※（）内は水力を除く数値 2012 年度 10.1%（2.9%） 2013 年度 11.0%（3.5%） 2014 年度 12.7%（4.7%） 2015 年度 14.6%（6%）</p> <p>再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在 14.6%（水力を除いて 6%）であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【省エネルギー】 平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 適用件数：特定事業者 707 者／年（見込み） 減収額：4,801 百万円（見込み） 推計方法：原単位が 7%以上改善している特定事業者を定期報告データより算出。</p>
		ページ 36—4

		<p>・連携省エネルギー取組 <工場> 適用件数：40件/年（見込み） 減収額：1,236百万円（見込み） 推計方法：エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の工場間一体省エネルギー事業の実績を参考に、複数事業者間において行われる連携省エネルギー事業の規模及び実施件数を試算。</p> <p><物流> 適用件数：220件/年（見込み） 減収額：1,014百万円（見込み） 推計方法：荷主規制の適正化により、省エネ法の規制対象である特定荷主が増加することを踏まえ、現在規制対象となっている特定荷主における普及割合と同程度の割合でシステム投資が進むと仮定して試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】 平成30年度について以下のとおり。 適用件数：272件（見込み） 減収額：4,666百万円（見込み） 推計方法：適用件数の太陽光発電設備については、平成28年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数のうち、38.5%※の適用があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の認定を受けて平成28年4月から平成29年3月末までに稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数のうち、38.5%の適用があるものとして推計。</p> <p>※平成27年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、38.5%と推計（即時償却を利用する者（43%）の半分と、特別償却30%を利用する者（11%）、税額控除を利用する者（6%）の3者の合計）。 参照：平成27年度新エネルギー等導入促進基礎調査（再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査）</p>
	<p>要望の措置の 効果見込み （手段としての 有効性）</p>	<p>【省エネルギー】 ・大規模省エネ投資 省エネ量198.60万kl/年（見込み） ・連携省エネルギー取組 <工場> 省エネ量50.97万kl/年（見込み） <物流> 省エネ量22.84万kl/年（見込み）</p> <p>【再生可能エネルギー】 再生可能エネルギー発電設備及び付帯的設備について、特別償却・税額控除による導入初期負担の軽減を税制措置により講じることで設備の利用率向上、系統制約対策を支援し、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電を推進することができる。 また、システムコストの大幅削減が見込め、FITに頼らない自立的普及につながり、国民負担の抑制や長期安定的な発電事業の環境整備に資する。</p>
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目 以外の税制上の 支援措置</p>	<p>【省エネルギー】 -</p> <p>【再生可能エネルギー】 ○エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（国税） ○環境・エネルギー対策貸付（財政投融资） ○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）</p>
	<p>予算上の措置等 の要求内容 及び金額</p>	<p>【省エネルギー】 ○予算措置（平成29年度） 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（平成30年度概算要求額733.5億円）のうち、エネルギー使用合理化等事業者支援事業</p> <p>【再生可能エネルギー】 ○予算措置（平成29年度） 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（63.0億円）</p>

<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>【省エネルギー】 上記予算は、省エネ効果の高い設備の更新を条件とするが、本要望では省エネ効果の高い設備の新設を中心に租税優遇措置を設ける。加えて、複数事業者が連携した省エネ取組は、異なる事業者間での連携調整・設備投資判断等が必要であり、補助金の公募時期と事業者の設備投資タイミングに乖離が生じることもあることから、税制措置を講じることで、補助金の公募期間外も含め、事業者の省エネ投資を強力に促進することとする。</p> <p>【再生可能エネルギー】 本税制は補助金との併用を認めらないこととするため、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。 なお、本税制措置と固定価格買取制度との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は導入初期、導入後のメンテナンスにかかる税負担の軽減（キャッシュフロー改善）と役割分担がなされている。</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>【省エネルギー】 省エネ設備投資については、同機能を有する他の設備投資と比較し、設備価格が高価となり、その差分については、省エネ設備導入によるエネルギーコストの削減によって投資回収を行うこととなるため、投資回収期間が一般的な設備投資と比較し長期となる傾向がある。そのため、省エネ設備投資について、事業者の経営判断における優先度が相対的に低下するため、租税優遇措置によって後押しを行うことは効果的。</p> <p>【再生可能エネルギー】 再生可能エネルギー設備導入、系統安定化及びメンテナンス高度化設備の導入、系統制約の克服に資する支援は、広く事業者全般を対象とするもので、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。</p>

負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	36—7